

佐中広給第598号
令和5年12月8日

介護保険サービス事業所 管理者様

佐賀中部広域連合長 坂井英隆
(公印省略)

送迎車両利用の高齢者が被害者となる交通事故を防止するための取組の更なる推進について（依頼）

介護保険事業の実施につきましては、日頃から御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、佐賀市内において、複数台の車両が衝突した結果、介護サービス事業所の送迎車両に同乗していた利用者2人が亡くなる重大な交通死亡事故が発生しました。

これに伴い、佐賀県警察本部交通部交通企画課から、別添「令和5年12月8日付け佐本交企発第233号『送迎車両利用の高齢者が被害者となる交通事故を防止するための取組の更なる推進について（協力依頼）』」が発出されています。

各事業所におかれましては、今後このような事故が発生することがないよう、交通事故防止の取組について改めて全職員に注意喚起をしていただくとともに、運転する職員の健康管理等を確実に実施し、下記の点にご留意の上、交通事故の防止と利用者の安全確保により一層努めていただきますようお願いします。

なお、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、本広域連合、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないとなっておりますので、十分ご留意ください。

記

- 1 事業主、施設・管理者及び安全運転管理者等が、車両の運転者に対し、次のことを繰り返し行っていく必要があること
 - (1) 交通ルールの遵守徹底や交通マナー醸成について指導する。
 - (2) 高齢者を送迎していることの重要性、交通事故を起こした場合の責任の重大性について理解させる。
- 2 車両の運転者は、交通ルールを遵守し安全運転に徹することを基本として、次のことを確実に実施していかなければならないこと
 - (1) 高齢者の安全を預かっている認識での責任のある運転をする。
 - (2) 時間帯、交通量、天候などに配慮した運転をする。
 - (3) 同乗者の安全を確保するため、急ブレーキや急発進、急ハンドルを避け、後部座席のシートベルト着用徹底等事故時の被害軽減措置を図る。

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号
佐賀中部広域連合 紙付課 指導係
電話：0952-40-1131